

経営会議の内容

件 名	大和市市税条例の一部改正について
所 管 部	総務部
日時・場所	平成28年10月25日（火）13：00～13：30 政策会議室
出 席 者	市長、副市長、教育長、病院長、市長室長、政策部長、総務部長、市民経済部長、環境農政部長、健康福祉部長、こども部長、文化スポーツ部長、街づくり計画部長、都市施設部長、病院事務局長、消防長、教育部長、収納課長、市民税課長、資産税課長、環境総務課長
提出理由	地方税法の改正に伴い、市税条例を一部改正するにあたり、その内容について了承を得るため
会議経過	<p>【主な意見等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 課税標準額に乘じる割合について、太陽光発電設備だけは下限値にすることだが、対象設備すべてで下限値を採用するという考えはなかったのか。 (関連部) 平坦な地形や住宅の密集度合など、本市の地域的な特徴を考慮すると、風力や水力、バイオマスなどは設置が難しいものと考え、参酌基準のままとした。なお、参酌基準通りの設定だとしても、優遇といえる。 わがまち特例において、市税条例では、これまで参酌基準のみが設定されていたと認識している。こうした状況から考えると、太陽光発電設備については、積極的に推進していくという姿勢と受け取れるが、そのような認識で良いか。 (関連部) おっしゃる通りである。本市に最も適した再生可能エネルギーは太陽光発電であると考えており、積極的に推進していくものである。 海老名市のように、太陽光発電設備以外は課税標準額に乘じる割合を定めないという選択もできるのか。 (所管部) 今回は、それぞれの設備について課税標準額に乘じる割合を設定するか否かを決定できる。海老名市の場合、今の時点で設置される可能性がある設備について、課税標準額に乘じる割合を定めたと聞いている。 太陽光発電設備はどのくらいの数量が普及しているのか。また、今後も同じように設置数が上昇していくのか。 (所管部) 全国での設置数量は把握していないが、平成24年に太陽光発電設備による売電の制度が導入された時点と、平成27年3月の時点と比べると、その量は4.5倍と飛躍的に上昇しており、その分、普及が進んだものと考えられる。今後の設置数の上昇について、今回の特例に関して考えると、自家消費型で国の認定を受けていることなど、特例の適用条件が厳しくなっているため、これまでと同じ割合で設置数が上昇していくかは不明である。 個人市民税の寄附金控除対象の指定について、県が、対象となるNPO法人を指定すれば、市が指定しなくとも、市民税における寄附金の控除を受けられると認識している。あえて市が指定する必要はあるのか。 (所管部) 県がNPO法人を指定しても、市民税における控除は受けられない。市民税の控除を受けるには、市でも対象法人を指定する必要がある。
会議結果	案のとおり、進めていく。